

福井県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関するQ & A（第5版）

〈対象店舗について〉

Q1. 要請の対象となる区域は？

A. 福井県内全域です。

Q2. 営業時間短縮要請の対象店舗は？

A. 食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を取得している店舗のうち、従来から20時から翌5時までの時間帯に営業している飲食店・遊興施設が対象となります。ただし、以下の店舗は対象外です。

- (1) 惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- (2) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- (3) イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
(ショッピングセンターやサービスエリア等のフードコートの店舗は要請対象)
- (4) 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- (5) 宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるネットカフェ・漫画喫茶
- (6) キッチンカー、屋台等による営業
(キッチンカーや屋台の周辺にテーブルやイス等を並べて飲食提供する場合も要請の対象外)
- (7) ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
(一般の方向けに営業を行っている施設は対象)
- (8) 結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- (9) 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- (10) 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合
(飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの)
- (11) 「ふくい安全・安心飲食店認証制度」の認証店および申請を行っている店舗
(自主的に時短等を実施した場合は協力金を支給)

Q3. 旅館やホテル等の宿泊施設内にあるレストラン等も、20時までに飲食の提供をやめれば支給対象となるか？

A. ホテルや旅館が宿泊者を対象として飲食を提供する場合は、時短要請の対象ではありません。一方、旅館やホテル内の施設であっても、宿泊客以外のお客様が来店するレストラン等の場合、20時までの営業としていただければ協力金の支給対象となります。ただし、従来から宿泊客以外のお客様を対象として20時以降の営業を行っていない場合は、時短要請の対象外です。

なお、宿泊者に対してルームサービスで飲食を提供することは、時短要請の対象ではありません。

Q4. ウェディング専用施設やセレモニーホールは営業時間短縮要請の対象となるのか？

A. 20時以降の営業を前提として、結婚式場や葬祭場等の施設が、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合は対象外となります。

例) 施設内でのディナー営業等、不特定多数の客に飲食を提供する場合 → 対象
結婚式または葬祭等で利用する客のみに飲食を提供する場合 → 対象外

Q5. ライブハウスや麻雀店、カラオケ店、日帰り入浴施設は営業時間短縮要請の対象か？

A. 20時以降の営業を前提として、以下の要件に該当する場合には対象となります。

- ① 食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を取得していること
- ② Q2の対象外店舗に該当しないこと

Q6. 店舗を20時に閉店し、以降テイクアウト（デリバリー）営業をすることは可能か？

A. 店舗内で飲食をしないテイクアウト（デリバリー）のみであれば、20時以降も営業していただいて構いません。

Q7. 酒類を提供していない場合は対象外か？

A. 酒類を提供していない場合も対象となります。

Q8. 県内に複数店舗を持つ場合、全ての店舗で営業時間を短縮しなければならないのか？

A. 全ての店舗で営業時間を短縮することを協力金の支給要件とはしておりません。店舗ごとに協力金の支給対象であるかを判断します。一部の店舗のみ申請することも可能ですが、感染拡大防止の観点から、営業時間短縮の要請対象となる全ての店舗に対して営業時間短縮へのご協力をお願いいたします。

Q9. カラオケ店は時短要請の対象となるか？

A. 「食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗」である場合は時短要請対象となります。

〈協力金について〉

Q10. 協力金を支給する趣旨は？

A. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県からの営業時間短縮要請に応じていただいた事業者の皆様に対して支給するものです。時間短縮に対する営業補償ではありません。

Q11. 中小企業の定義は？

A. 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者および会社以外の法人等（人格なき社団等を含む）であり、その営む主たる事業の区分に応じ、従業員数が中小企業基本法における中小企業の基準以下の法人等です。具体的には、下記のとおりです。

主たる事業の区分	資本金または出資金の額	常時雇用する従業員数
飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

Q12. 申請方法は？（オンラインのみ？申請書類はどこでもらえる？）

A. 第1期（8/11（水）～8/24（火））、第2期（8/25（水）～9/12（日））とも協力金の申請方法に関しましては、申請書類に必要事項を記入し、添付書類と合わせて郵送で提出してください。

【宛先：〒910-8691 福井中央郵便局留め

福井県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請事務局 宛て】

様式については県のHPもしくは各市町、商工会、商工会議所、商工会連合会の窓口でも配布しております。

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※持参による申請は受け付けておりません。

Q13. 協力金の申請期間は？

A. 第1期（8/11（水）～8/24（火））の協力金の申請期間に関しましては、令和3年8月20日（金）から同年10月6日（水）までです。10月6日（水）の消印有効です。ただし、交付額の算定で売上高減少額方式を使用する場合は、第1期が終了する8月25日以降の受付となります。第2期（8/25（水）～9/12（日））の協力金の申請期間については、令和3年8月20日（金）から同年10月25日（月）までです。10月25日（月）の消印有効です。ただし、交付額の算定で売上高減少額方式を使用する場合は、第2期が終了する9月13日以降の受付となります。

Q14. 要請期間全てで時短に取り組まないと協力金はもらえないのか？

A. 要請期間中、全ての日において、連続して要請に取り組んでいただく必要があります。営業時間短縮を行わない日が期間中に1日でもあれば、協力金は支給されません。

Q15. 8/11（水）から継続して行う場合、協力金はどうなるのか？

A. 第1期（8/11（水）～8/24（火））、第2期（8/25（水）～9/12（日））それぞれの申請書類の審査終了後に、別々に交付します。

Q16. 8/25（水）から時短要請に従う場合、協力金はどうなるのか？

A. 第2期（8/25（水）～9/12（日）（19日間））分の協力金を、前（々）年の1日当たりの売上高もしくは売上高減少額に応じて、支給します。

Q17. 8/11（水）から時短要請に従ってきたが、8/25（水）から時短要請に従わない場合、協力金はどうなるのか？

A. 第1期（8/11（水）～8/24（火）（14日間））分の協力金を、前（々）年の1日当たりの売上高もしくは売上高減少額に応じて、支給します。

Q18. 8/25（水）から9/12（日）の間に時短要請をしない日があった。その場合は8/11から時短要請に応じなかった日の前日までの期間、協力金の対象となるのか？

A. 協力金の支給の要件は、第1期については、8/11（水）から8/24（火）までの14日間、第2期については、8/25（水）から9/12（日）の19日間の各期間の全日時短営業することとしておりますので、今回の場合は、第1期分の協力金は支給されますが、第2期分の協力金は支給されません。

Q19. 協力金はいつ支払うのか？

A. 協力金については、第1期（8/11（水）～8/24（火））、第2期（8/25（水）～9/12（日））それぞれの時短要請終了日以降、申請書類の審査完了後、適当と認められた場合に順次、指定口座に振り込みます。

Q20. 請期間中に予約が既に入っており、その日は20時以降も営業した場合は、支給対象となるのか？

A. 要請期間中、全ての日において、連続して要請に取り組んでいただく必要があります。営業時間短縮を行わない日が期間中に1日でもあれば、協力金は支給されません。

Q21. 終日休業とした場合は協力金の対象になるのか？

A. 営業時短要請の対象である店舗が終日休業した場合は、要請に応じたこととします。

Q22. 営業時間が20時よりも前の店舗は協力金の対象になるのか？

A. 対象になりません。

Q23. 営業時間短縮の要請期間内にある、店舗の定休日は協力金の対象になるのか？

A. 対象になります。また、日単位で支給を行うわけではないので、減額もされません。

Q24. 酒類の提供のみ時短営業は、協力金の対象になるか？

A. 対象になりません。

Q25. 複数店舗の場合、売上高方式か、減少方式か、各店舗で選択できるのか？

A. 各店舗で選択可能です。詳しくは新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請受付要項を確認してください。

Q26. 店内飲食とテイクアウトを行っている場合、前年度の売上高の計算方法はどのようなのか？

A. テイクアウト部分を除き、店内飲食の売上高を算出してください。

Q27. 宗教法人は協力金の対象となるのか？

A. 宗教法人は協力金の対象外です。

Q28. 県外に本店があるが、福井の店舗での申請は可能か。

A. 20時以降の営業を前提として、以下の要件に該当する場合には対象となります。

- ① 食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を取得していること
- ② Q2の対象外店舗に該当しないこと

Q29. 1つの店舗を複数人で共同経営している場合、交付要件を満たせば共同経営者それぞれに協力金は支給されるのか？

A. どちらか一方の運営者が申請してください。ただし、それぞれが個別に営業許可証を取得し、異なる曜日・時間で屋号や業種を分けて営業を行っている場合は、営業許可毎にそれぞれ申請が可能です。

Q30. 飲食店営業許可の名義と、協力金の申請名義が異なってもよいのか？

A. 協力金の申請者は、原則として、飲食店等の営業許可を受けた事業者です。営業許可の名義と協力金の申請名義が異なる場合（営業委託を受けて営業している場合等を含む）は、その理由を証明する書類が必要となります（戸籍謄本、法人設立届、法人登記事項証明書など）。やむを得ない理由により、証明する書類が添付できない場合は、ホームページに掲載している「飲食店等営業許可証に係る申立書」の提出をお願いします。

Q31. 時短営業ではなく、営業時間を前倒しする場合は協力金の対象となるか？

（例えば、18時～22時の営業を、16時から20時に変更する場合）

A. 20時から5時までの間に営業を行わないようにしていただくことが今回の時短要請の主旨ですので、営業時間をずらして20時までに営業を終わらせていただく場合も、協力金の対象となります。

Q32. 通常時は20時までの営業であるが、予約があったときだけ20時を越えて営業する場合はある。この場合、支給対象となるか？

A. 時短要請の対象となる営業時間の「通常時」は、対外的に告知されている営業時間で判断させていただきます。そのため、従来からチラシやホームページ、看板など、外部の方が知ることができるような形で通常の営業終了時刻が20時以降であることを周知していただいている必要があります。対外的に周知されている営業終了時刻が20時を越えていない場合、常態的に20時を越えて営業していることを示していただかなければ、協力金の支給対象とはなりません。

Q33. 営業時間短縮の実施状況はどのように確認するのか？

A. 営業時間短縮の実施状況は、営業時間短縮を告知していたことが分かる写真やHP、SNS等で告知している写真を協力金の申請時に提出していただくことで確認するほか、要請期間中に見回りによる確認も実施します。

Q34. 合併・法人成り・事業承継した場合、新規開店特例を適用するのか？

A. 合併等の前後で事業の継続性が認められる場合（店舗名や所在地の変更等がない等）、合併前の売上高をもとに申請が可能です。その際は、以下のような書類を提出してください。

- ・合併の場合…履歴事項全部証明書
- ・法人成りの場合…履歴事項全部証明書、法人設立届出書
- ・事業承継の場合…個人事業の開業・廃業届

なお、事業の継続性が認められない場合には、新規開店特例を適用してください。

Q35. 店内飲食とテイクアウトの売上高を分けることができない場合はどうすればよいのか？

A. 一定期間（1週間程度）において実際の売上高における店内飲食の割合を測定し、その割合を用いてテイクアウトの売上高を除いた飲食部門の売上高を算出してください。

Q36. 飲食店営業許可証を紛失した場合はどうしたらよいのか？

A. 営業許可を受けた保健所に相談いただき、「営業許可を受けていることを証明する書類」を取得し、提出してください。

Q37. 営業許可証の有効期限が切れている場合は申請できるか？

A. 失効している場合は対象となりません。

Q38. 確定申告書はどの部分が必要なのか？

A. 法人の場合は「法人税確定申告書 別表一」、個人事業主の場合は「確定申告B 第一表」の写し（いずれも、税務署受付印（税理士等の証明印でも可）または電子申告の受信通知のある直近のもの）を提出してください。

Q39. 確定申告を行っているが、控えを紛失して提出できない場合はどうしたらよいのか？

A. 税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出してください。（閲覧サービスについては、<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/050301/pdf/01.pdf> を参照いただき、税務署でお手続きをしてください。）

Q40. 確定申告を行うほどの所得がないため確定申告はしていないが、営業の実態が確認できる書類は何を提出したらよいのか？

A. 住民税申告書の写し（受付印のあるもの）、または、直近3か月の売上の分かる書類を提出してください。

Q41. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいか？

A. 振込先の口座は本人の口座に限ります。

Q42. 業種別ガイドラインとは何ですか？

A. 自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により、業種ごとに策定されたガイドラインです。自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。

ガイドラインの一覧は、以下の内閣官房のページをご覧ください。

内閣官房ウェブサイト「業種別ガイドラインについて」

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

【飲食店関係のガイドラインの例】

- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」
- ・「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

Q43. 今回の協力金は所得税や法人税等の課税対象になるのか？

A. 課税の対象になります。申告方法などの詳細は税務署にお問い合わせください。

Q44. 月次支援金や一次支援金は、地方公共団体から時短営業の要請を受けた協力金の支給対象の飲食店は給付対象外となっているが、両方は支給されないのか？

A. 今回の協力金（財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）を支給された事業者は月次支援金や一次支援金の対象にはなりません。

Q45. 持続化給付金は、売上高に含めてよいのか？

A. 持続化給付金は飲食部門売上高ではないため、売上高から除外してください。

〈時短要請について〉

Q46. 営業時間短縮要請の根拠は？

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請です。

Q47. 営業時間短縮要請に従わない場合、罰則はあるのか？

A. 罰則はありません。

Q48. 要請内容は？

A. 第1期については、8/11（水）から8/24（火）まで（14日間）、第2期については、8月25日（水）から9月12日（日）まで（19日間）の期間、5時から20時までの時間短縮営業（酒類の提供は19時までに限る）とすることです。

Q49. 「20時までの時間短縮営業（酒類の提供は19時までに限る）」とは具体的にどういうことか？

A. 20時には閉店し、店内に客がいない状態にあることをいいます。そのため、20時までに閉店できるようにラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。加えて、酒類の提供を19時までとしていただくようお願いします。

Q50. 時短営業を行っているか、どのように確認するのか？

A. 要請期間中に、感染予防徹底などを呼びかけるための見回りを行います。

Q51. 8/11（水）より前にオープンしたが対象になるのか？

A. 対象になります。

オープンから申請までの売り上げを参考に1日当たりの売り上げを算出してください。

Q52. 時短営業を示す「貼り紙」が県HPにあるが、必ずこの貼り紙を使用しなければならないのか？

A. 手書きの貼り紙も可能としますが、以下の事項を必ず記入してください。

〈貼り紙に掲載必要な事項〉

- ・県の要請にに応じていること
- ・実施期間（＝要請期間）
- ・要請期間中は、20時までで閉店すること
- ・従来の営業時間からの変更を明記
- ・店舗名（住所含む）

Q53. 時短営業実施にあたり、行っておくべきことはあるか。

A. 時短要請期間中、20時までの営業短縮（酒類の提供は19時）あるいは休業、また、時短もしくは休業していることが確認できる張り紙の掲示をお願いしています。加えて、時短要請あるいは休業を行っているという写真を残しておくようお願いをしております。

（詳しくは新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請受付要項を確認してください。）

〈第三者認証制度について〉

Q54. 第三者認証制度の認証店を除外した理由は何か？

A. 第三者認証制度の認証店においては、不特定多数が集まる飲食店においても、感染防止対策を徹底していることから、通常どおり営業いただいても問題ないと判断しました。

一方で、深夜における飲酒の機会を減らすことで、感染拡大防止につながることから、自主的に営業時間を20時まで短縮された場合には、協力金の対象とすることとしました。

【参考】ふくい安全・安心飲食店認証制度

飲食事業者が安全な営業環境を維持し、利用者が安心して利用できるよう、感染対策のレベルアップとマスク会食の推進を目的に、福井県が各店舗の感染防止対策の状況を確認し、
認証

問い合わせ先 ふくい安全・安心飲食店認証サポートセンター TEL:0776-36-9123(土日祝除く)

Q55. 第三者認証の申請はしたが認証がまだの店舗は、時短営業をしなければならないのか？

A. 認証済店舗と同様、時短営業をする、しないの選択が可能です。

(自己チェックの上、認証申請していただいております。感染対策のレベルは一定程度確保されていると考えられます。)

Q56. 第三者認証店が時短営業しない場合、閉店時間まで酒類を提供してもよいのか？

A. 差し支えありません。

Q57. 第三者認証店は、時短営業をする日としない日を設けることは可能か？

A. 第1期の8/11(水)から8/24(火)の14日間もしくは、第2期の8/25(水)から9/12(日)の19日間を通して、時短営業するか、しないか、いずれかを選択していただくことになります。

Q58. 時短営業を選択しなかった第三者認証店が、期間の途中から時短営業に切り替えた場合、協力金は支払うのか？

A. 第1期の8/11(水)から8/24(火)の14日間もしくは、第2期の8/25(水)から9/12(日)の19日間を通して時短営業を行っていただくことが協力金支払いの要件となります。

(時短したり、しなかったりでは、感染対策としての時短の効果が低下すると考えています。)

Q59. 今からでも第三者認証店の認証を受けることはできるのか？

A. 第三者認証の申請受付は8/20(金)から再開します。詳しくは福井安心・安全飲食店認証サポートセンターまでお問い合わせください。

ふくい安全・安心飲食店認証サポートセンター TEL:0776-36-9123(土日祝除く)